

教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は東京聖栄大学健康栄養学部管理栄養学科（以下「本学科」という。）教職課程の履修に関し必要な事項を定める。

(取得できる免許状)

第2条 本学科において取得することができる教育職員免許状は、栄養教諭一種免許状とする。

(授業科目)

第3条 授業科目は、教職基礎科目、教育の基礎的理解に関する科目等、栄養に係る教育に関する科目及びその他教職課程に関連のある科目とし、本学開設科目及び免許取得に必要な単位数は次条以下に定める。卒業要件を満たすために修得しなければならない科目、単位数とは異なる基準となる。

(教職基礎科目と単位)

第4条 教職基礎科目と単位は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目に準拠し、本学科共通科目の中から次のとおり定める。

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	開設科目	単位	配当年次	免許取得に 必要な単位数
日本国憲法	日本国憲法	2	1年前期	2単位
体 育	保健体育（体育理論を含む） 体育実技	2 1	1年後期 1年前期	3単位
外国語コミュニケーション	英語 I 英語 II 英会話 I 英会話 II	1 1 1 1	1年前期 1年後期 2年前期 2年後期	4単位
情報機器の操作	情報処理演習 I	2	1年前・後期	2単位

配当年次は変更する場合がある。必修科目単位数11単位

(教育の基礎的理解に関する科目等と単位)

第5条 教育の基礎的理解に関する科目等と単位は、教育職員免許法施行規則第10条に定める次のとおりとする。

教育職員免許法施行規則第10条に定める科目区分	開設科目	単位	配当年次	免許取得に必要な単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	1年後期
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	1年後期
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2年前期
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2年前期
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1	3年前期
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	3年前期
に関する科目 内容、及び総合的な学習の時間 生徒指導の時間 相談等の時間等の	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導	2	2年後期
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2	2年前期
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2	2年後期
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	3年前期
る教育実践に関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習 事前事後指導 栄養教育実習	1 2	3年後・4年前期 4年前期
	教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)	2	4年後期

配当年次は変更する場合がある。必修科目単位数 24単位

(栄養に係る教育に関する科目)

第6条 栄養に係る教育に関する科目と単位は、教育職員免許法施行規則第10条に定める次のとおりとする。

教育職員免許法施行規則第10条に定める科目区分	開設授業科目	単位	配当年次	免許取得に必要な単位数
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育法	2	2年後期	2単位
・食に関する指導の方法に関する事項	食育指導法	2	2年後期	2単位

配当年次は変更する場合がある。必修科目単位数 4単位

(その他教職課程に関連のある科目)

第7条 教職課程履修者は、前3条に定める科目のほか、その他教職課程に関連のある科目として次の科目を履修しなければならない。

専門科目	開設授業科目	単位	配当年次	免許取得に必要な単位数
	学校ボランティア (学外活動)	2	2年前・後期 3年前・後期	2単位

配当年次は変更する場合がある。必修科目単位数 2単位

(教職課程の履修登録)

第8条 教職課程の履修登録は、1年後期に行うものとする。

(教職課程の履修手続)

第9条 教職課程の履修手続は、所定の期間内に届け出るとともに、次の教職課程履修費を納入することを要する。

120,000円

教職課程を途中で辞退した場合であっても、一旦納入した教職課程履修費は返金しない。

(教育実習の履修要件)

第10条 教育実習を履修できる者は、次の各号に定める単位を取得していなければならない。

- (1) 3年次終了までに卒業所要単位の修得単位数を103単位以上とする。
 - (2) 教育の基礎的理解に関する科目等、栄養に係る教育に関する科目及びその他教職課程に関連のある科目の修得単位数を25単位以上とする。ただし、履修中（再履修を含む）であつて教育実習開始までに成績が確定していない科目については、定期試験の受験資格を取得していることとする。
2. 前各号の規定にかかわらず、教職課程運営委員会が適當と認め、管理栄養学科会議で承認された者。

(教育実習校の選定)

第11条 栄養教育実習は、各都道府県教育委員会の承認のもと、4年次に給食提供のある小学校もしくは中学校の協力を得て行う。

(実習期間)

第12条 教育実習校の実施期間は、継続した2週間（2単位）とする。

(実習の実施に伴う正規授業の公欠扱い)

第13条 教育実習期間中の授業等の欠席の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 教育実習期間中の欠席の取り扱いは、公欠とする。
 - (2) 事前事後の挨拶のための欠席は2日間以内を公欠とすることもできる。
 - (3) 実習校と本学との距離からその往復日数の欠席についても公欠とすることができる。
2. 前項第2号、第3号については教職課程運営委員会が適当と認めた場合に限る。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教職課程運営委員会、管理栄養学科会議で審議し、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。なお学長は、決定後その内容を理事長へ報告するものとする。

附 則

1. この規程は平成26年4月1日から施行する。
2. この規程は平成27年6月1日から改正・施行する。
3. この規程は平成31年4月1日から改正・施行する。
ただし、第3条、第5条、第6条、第7条及び第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月入学生から適用する。
4. この規程は令和7年4月1日から改正・施行する。
ただし、第4条、第5条、第6条の規程は、令和7年4月入学生から適用する。